

附則第二項中「第一条第四号に規定する事務」を「第二条第一項第五号、第六号、第九号、第十
三号から第十六号まで、第十八号から第二十五号まで及び第二十九号から第三十九号までに掲げる
権限」に「の都道府県知事」を「を管轄する地方社会保険事務局長等」に改める。

附則第三項中「第一条第四号に規定する事務」を「同項に規定する権限」に、「同条」を「第二条」
に、「都道府県知事に行わせないものとし、その者に係る法第九条第四項に規定する行政庁の権限は
当分の間、第二条第四項の規定にかかわらず、社会保険庁長官のみが行う」を「地方社会保険事務
局長等に行わせない」に改める。

(死体解剖保存法施行令の一部改正)

第二十三条 死体解剖保存法施行令(昭和二十八年政令第三百八十一号)の一部を次のように改正す
る。

本則に次の二条を加える。

(事務の区分)

第八条 第一条第一項、第三条第二項及び第五項並びに第四条の規定により都道府県が処理するこ
ととされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定
する第一号法定受託事務とする。

(医師法施行令の一部改正)

第二十四条 医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十一号)の一部を次のように改正する。

(事務の区分)

第十条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第
七条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律
第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(歯科医師法施行令の一部改正)

第二十五条 歯科医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。
本則に次の二条を加える。

(事務の区分)

第十一条 第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第
七条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律
第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(診療放射線技師法施行令の一部改正)

第二十六条 診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号)の一部を次のように改正
する。

第五条中「この政令で「」を「前各条に」に改める。

第七条中「診療放射線技師法」を「法」に改め、同条を第十七条とし、第六条の次に次の十条を
加える。

(学校又は養成所の指定)

第七条 主務大臣は、診療放射線技師法(以下「法」という。)第二十条第一号に規定する学校又は
診療放射線技師養成所(以下「学校養成所」という。)の指定を行う場合には、入学又は入所の資
格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。
(指定の申請)

第八条 前条の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地
の都道府県知事(大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同
じ。)を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(変更の承認又は届出)

第九条 第七条の指定を受けた学校養成所(以下「指定学校養成所」という。)の設置者は、主務省
令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申
請し、その承認を受けなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以
内に、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

(報告)

第十条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、その
所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない。

(報告の微収及び指示)

第十二条 主務大臣は、指定学校養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対
して報告を求めることができる。

2 主務大臣は、第七条に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内
容、施設若しくは設備又は運営が適当ないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な
指示をすることができる。

(指定の取消し)

第十三条 主務大臣は、指定学校養成所が第七条に規定する主務省令で定める基準に適合しなくな
つたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないと
き、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

(指定取消しの申請)

第十四条 指定学校養成所について、主務大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置
者は、申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出しなければならない。
(国の設置する学校養成所の特例)

第十五条 国の設置する学校養成所に係る第八条から前条までの規定の適用については、次の表の
上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替える
ものとする。

第十一条	第九条第一項	設置者	所管大臣
設置者	申請書を、その所在地の都道府県知事(大 学以外の公立の学校にあつては、その所 在地の都道府県教育委員会。以下同じ。) を経由して、主務大臣に提出しなければ ならない	書面により、主務大臣に申し出るもの とする	主務大臣に協議し、その承認を受ける ものとする
所管大臣	主務大臣に申請し、その承認を受けな ければならない	主務大臣に通知するものとする	主務大臣に通知するものとする
主務大臣	その所在地の都道府県知事を経由して、 主務大臣に届け出なければならない		

第一項 第十一条 設置者又は長	所管大臣
第二項 第十二条 設置者又は長 指示	所管大臣 勅告
第三項 第十三条 申請 設置者	第七条に規定する主務省令で定める基準に適合しなかつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき

(主務省令への委任)

第十五条 第七条から前条までに定めるもののほか、申請書の記載事項その他学校養成所の指定に関する必要な事項は、主務省令で定める。

第十六条 この政令における主務大臣は、法第二十条第一号の規定による学校の指定に関する事項については文部大臣とし、同号の規定による療育放射線技師養成所の指定に関する事項については厚生大臣とする。

2 この政令における主務省令は、文部省令・厚生省令とする。
(事務の区分)

第十七条 第一条の三第二項、第二条第一項、第三条第二項、第四条第一項、第八条から第十条まで及び第十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
(保健婦助産婦看護婦法施行令の一部改正)

第十八条 第一条、第二条第一項、第三条第二項、第四条第一項、第八条から第十条まで及び第十四条を第二十四条とし、第十条の次に次の十三条を加える。

第十九条 第一条「この政令で」を「前各条に」に改める。

第二十条 第二十七条 保健婦助産婦看護婦法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 第二十七条第一号若しくは第二十二条第一号に規定する学校(以下「学校」という。)又は法第十九条第二号に規定する保健婦助産婦看護婦法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)第二十一条第二号に規定する保健婦助産婦看護婦法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号)の指定を行う場合は、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に従い、行うものとする。

(学校又は看護婦等養成所に係る指定の申請)

第二十二条 第二十七条前条の学校又は看護婦等養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事(大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会)次条、第十四条及び第十七条において同じ。)を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(指定学校養成所の変更の承認又は届出)

第二十三条 第十一条の指定を受けた学校又は看護婦等養成所(以下「指定学校養成所」という。)の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を經由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から一月以内に、その所在地の都道府県知事を經由して主務大臣に届け出なければならない。

(主務大臣に対する報告)

第二十四条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後一月以内に、主務省令で定める事項をその所在地の都道府県知事を經由して主務大臣に報告しなければならない。

(指定学校養成所に対する報告の徵収及び指示)

第二十五条 主務大臣は、指定学校養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対しして報告を求めることができる。

2 主務大臣は、第十二条に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適切でないと認めるときは、その設置者又は長に對して必要な指示を示すことができる。

(指定学校養成所の指定の取消し)

第二十六条 主務大臣は、指定学校養成所が第十二条に規定する主務省令で定める基準に適合しなかつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

(指定学校養成所の指定取消しの申請)

第二十七条 指定学校養成所について、主務大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書をその所在地の都道府県知事を經由して主務大臣に提出しなければならない。

(准看護婦養成所の指定)

第二十八条 都道府県知事は、法第二十二条第二号に規定する准看護婦養成所(以下「准看護婦養成所」という。)の指定を行ふ場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に關し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

第二十九条 前条の准看護婦養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書をその所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

(準用)

第三十条 第十三条から第十七条まで(次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、第十八条の規定を受けた准看護婦養成所について準用する。この場合において、これらの規定は、「都道府県知事」と、「第十二条」とあるのは、「都道府県知事」と、「主務大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、「第十二条」とあるのは、「第十八条」とあるのは、「准看護婦養成所」と読み替えるものとする。

(国の設置する学校若しくは看護婦等養成所に係る第十二条から第十七条までの特例)

第三十一条 国の設置する学校若しくは看護婦等養成所又は准看護婦養成所に係る第十二条から第十九条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十二条 設置者	所管大臣
申請書を、その所在地の都道府県知事(大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会)次条、第十七条において同じ。)を経由して、主務大臣に提出しなければならない。	書面により、主務大臣に申し出るものとする

第二条の前の見出しを「(管轄地方社会保険事務局長等)」に改め、同条第一項中「法第六条第三項及び第四項、第八条、第十一条第一項、第十八条第一項、第二十二条第一項、第二十七条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十四条の二、第二十五条、第二十七条、第二十九条(第二項を除く)、第三十条、第三十一条第二項、第八十二条の二、第九十八条第一項及び第二項並びに附則第四条の三第一項及び第四項並びに第四条の五第一項、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)附則第四十三条第二項、第五項、第六項及び第八項、第四十四条第三項並びに前二条の規定による都道府県知事の権限及び事務(以下「権限等」という。)を「前条の規定により委任された地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長(以下「地方社会保険事務局長等」という。)の権限」に、「同法」を「昭和六十年改正法」に改め、「及び同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者(以下「船員任意継続被保険者」という。)を削り、「仮住所地」の都道府県知事(以下「仮住所地」)を管轄する地方社会保険事務局長等について、その者の住所地の都道府県知事(日本に住所がないときは、その者の被保険者の資格に関する事務を最後に行つた都道府県知事)を「管轄する地方社会保険事務局長等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第一項第十九号に掲げる権限は、この項本文の規定による地方社会保険事務局長等以外の地方社会保険事務局長等が行うことを妨げない。

第二条第二項中「権限等を行なう都道府県知事」を「前条第一項各自のいすれかの権限を行う地方社会保険事務局長等」に、「その権限等」を「その権限」に、「都道府県知事が行なう」を「地方社会保険事務局長等が行なう」に改める。

第三条中「権限等」を「権限」に、「管轄都道府県知事」を「管轄地方社会保険事務局長又は管轄社会保険事務所長」に改める。

第三条の七第一号中「同法第三条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)を「旧法」に改める。

第六条第一項中「都道府県知事」を「社会保険庁長官」に改め、同条第二項中「都道府県知事は、法附則第四条の三第一項」を「社会保険事務所長(法附則第四条の三第一項に規定する施設を地方社会保険事務局長が行う場合にあつては、地方社会保険事務局長)」は、同項に改める。

第十四条を次のように改める。

(脱退一時金に関する技術的読替え等)

第十四条 法附則第二十九条第七項の規定により法第四十一条第一項の規定を準用する場合には、同項中「老齢厚生年金」とあるのは、「脱退一時金」と読み替えるものとする。
(あへん法施行令の一部改正)

第二十九条 あへん法施行令(昭和三十年政令第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三十二条」を「第三十三条第一項」に、「当り」を「当たり」に改める。
(歯科技工士法施行令の一部改正)

第三十条 歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「この政令で」を「前各条に」に改め、同条の次に次の十二条を加える。

(学校又は養成所の指定)

第九条 主務大臣は、歯科技工士法(以下「法」という。)第十四条第一号に規定する歯科技工士学校又は法第十四条第二号に規定する歯科技工士養成所(以下「学校養成所」という。)の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(指定の申請)

第十条 前条の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県教育委員会(以下同じ。)を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(変更の承認又は届出)

第十一条 第九条の指定を受けた学校養成所(以下「指定学校養成所」という。)の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

(報告)

第十二条 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない。

(報告の要求又は検査)

第十三条 主務大臣は、指定学校養成所の設置者又は長に対し、教育又は経営の状況等に関する報告を命じ、又は当該職員に必要な検査をさせることができる。

2 前項の検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

(指示)

第十四条 主務大臣は、第九条に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第十五条 主務大臣は、指定学校養成所が第九条に規定する主務省令で定める基準に適合しなかつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前条の規定による主務大臣の指示に従わないとき、又は次条の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

(指定取消しの申請)

第十六条 指定学校養成所について、主務大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(国の設置する学校養成所の特別)

第十七条 国の設置する学校養成所に係る第十条から前条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十条	設置者	所管大臣
第十二条	設置者	所管大臣
第十二条	設置者	所管大臣
第十二条	設置者	所管大臣

